

給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

令和 年 月 日

大阪市長 あて

申 請 者 (特 別 徴 収 義 務 者)				
住 所 ま た は 所 在 地				
氏 名 ま た は 名 称				※氏名または名称 に係る押印は ← 不要です。
法人番号 (個人番号は記載不要)				
電話番号				

大阪州市税条例第45条及び第68条第2項の規定による給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例適用の承認を申請します。(森林環境税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第8条第1項の規定により、市民税・府民税と併せて納入することとされています。)

納期の特例を受けようとする税額		
令和		年 月分以後の給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額

申請の日前 6 月間の各月末の給与の支払を受けた人員及び各月の支払金額（外書は臨時勤務者に係るもの）					
年	月	人員	支払金額	人員（外）	支払金額（外）
令和					
		人	円	人	円
令和					
		人	円	人	円
令和					
		人	円	人	円
令和					
		人	円	人	円
令和					
		人	円	人	円

やむを得ない理由により現に滞納している徴収金がある場合には、その理由

--

申請日前 1 年以内に納期の特例の承認が取り消されたことがある場合には、その年月日

令和		年 月 日
----	-------------	-------------------------------

【記載上の注意事項等】

給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例について

- (1) 納期の特例の承認を受けることができる者
- この特例の承認を受けることができるのは、給与の支払いを受ける者が常時10人未満の事務所等の特別徴収義務者です。
- (2) 上記(1)における注意事項
- ア 「事務所等」というのは、事務所、事業所その他これに準ずるもので、給与の支払事務を取り扱うものをいいます。
- イ 「常時10名未満」というのは、常には10人に満たないということであって、繁忙時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということです。
- ウ 市税に滞納がある特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、納期の特例の承認を受けた後において市税に滞納がありますと、この特例の承認を取り消す場合がありますのでご注意ください。
- (3) 納入期間及び納入期限
- この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間に係る給与又は退職手当等から徴収した市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額を、それぞれの納入期限までにまとめて納入することができます。

区分	納入期限
6月から11月までの期間	12月10日
12月から翌年5月までの期間	翌年6月10日

※承認を受けた日の属する期間は、その日の属する月から、その期間の最終月までとなります。

- (4) 納期の特例の要件に該当しなくなった場合
- この特例の承認を受けた後において、給与の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく届け出てください。

※ 以下の欄には記載しないでください。

収 納 対 策 担 当 処 理 欄	調 査 所 見			
	担当課長	担当課長代理	担当係長	